



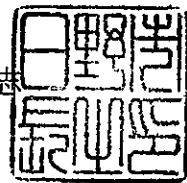
日野市告示第 194 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 18 日

日野市長 古賀 壮志



1 指定納付受託者の法人名及び所在地

(1) 株式会社カルティブ

神奈川県横浜市西区高島 2-19-12 スカイビル 19F

2 指定納付受託者に指定した日

令和 8 年 9 月 7 日

3 指定納付受託者に納入させるもの

クレジットカード決済ならびに事業者指定口座への振込による企業版ふるさと納税にかかる寄付金